

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成27年5月29日施行）

※赤字は平成26年法改正に伴い変更された箇所

狩猟の目的は問うていない
(前段で代表的な目的を2つ例示しているのみ)

第2条（定義）

7 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

被害を軽減すべき在来種や根絶を目指す外来種の場合、どう解釈するか

※鳥獣の管理：「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」（法第2条第3項）

また、その指定・解除に当たっては、法に定められた必要な手続き（公聴会による利害関係人の意見聴取、農林水産大臣への協議、中央環境審議会への意見聴取）を経て、環境省令によって環境大臣が定めることとされている。

法定の手続き等において社会的影響も考慮されている

○鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成26年12月16日告示）

I 第二1（2） 国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。

資源的価値・害性のみが要件化されており、
その他の目的が議論されていない

1) 次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。

ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。

イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。

2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのこと。

個体数の抑制効果という評価が、
2)と齟齬を來す場合がある

※補足：上記の1)及び2)は、平成19年の基本指針の改訂から新設された記載。

被害を軽減すべき在来種や根絶を目指す外来種の場合、どう解釈するか

見直しの考え方における社会的影響への考慮は明確には含まれていない

狩猟鳥獣の概念（これまでの考え方）

目的				
法律上の位置づけ	観点	その肉又は毛皮を利用する目的	管理の目的（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的）	その他の目的
希少鳥獣以外の鳥獣	希少性	国際的又は全国的に保護を図る必要があるもの以外		—
その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないもの (公聴会、パブコメ等)	持続可能性	持続可能性があるもの		個体数の抑制を期待するが、狩猟が資源の持続可能性に著しい影響を及ぼさないもの
	指定効果・社会的影響	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの（無計画な捕獲が被害を拡大させるおそれのないもの等含む） ○人の社会生活に悪影響を及ぼすおそれのないもの 		—
—	狩猟のあり方	趣味レジャー	被害の防止のための捕獲	—